

IV. 山形県の最低賃金

追い抜かれてない?
あなたの時給

クラシノ
ソコアゲ
応援団!

RENGOキャンペーン
一人ひとりが主役です。

今すぐ裏面をチェック!

2019年
10月1日 から

山形県

の
地域別最低賃金は

minimum wage

790

時給
円

午後10時～午前5時に
勤務する場合
深夜割増**25%**を加算

988

時給
円

最低賃金は、
国が法に基づいて定める
賃金の最低額です。

下回ったら法律違反!

会社には、最低賃金以上の賃金を支払う義務があります。
この額を下回ると法律違反となり、労働者は差額を請求することができます。

都道府県ごとに
毎年見直し!

派遣先の
最低賃金を適用!

派遣で働く方には、派遣元ではなく、派遣先の地域の最低賃金が適用されます。

業種によってはより高い
最低賃金が適用される場合も!

深夜 時間外 休日 に働くと、割増賃金が適用されるケースがあります。

詳しくは、連合へご相談ください

『あれ?』と思ったら「なんでも労働相談ダイヤル」へ

最低賃金の大幅引き上げを求めていきましょう!

連合山形 **0120-154-052**

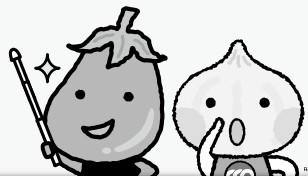
〒990-0044 山形県山形市木の実町12-37 大手門パルズ内

県内6ヶ所に地域協議会があります。お気軽にお電話ください。

連合山形酒田飽海地域協議会 ☎0234-24-5505 〒998-0858 酒田市緑町19-10 労働センター内	連合山形新庄最上地域協議会 ☎0233-23-1515 〒996-0084 新庄市大手町2-60 大手会館内	連合山形地域協議会 ☎023-622-0551 〒990-0044 山形市木の実町12-37 大手門パルズ内
連合山形鶴岡田川地域協議会 ☎0235-25-8605 〒997-0033 鶴岡市泉町8-57 鶴岡市労働センター内	連合山形北西村山地域協議会 ☎0237-53-2005 〒995-0033 村山市榎岡新町2丁目12-7 しらたかビル2F	連合山形置賜地域協議会 ☎0238-23-0551 〒992-0042 米沢市塩井町塩野1-1 勤労者福祉会館2F

あなたの給料が 最低賃金に 追い抜かれていないか

チェック!!



① 確認

給料のうち対象となる項目を確認しよう

最低賃金との比較対象になるのは、基本給+諸手当（精皆勤手当・通勤手当・家族手当は除く）です。ボーナスや残業代、その他臨時の手当は含まれません。

対象	基本給 + 諸手当* <small>※精皆勤手当・通勤手当・家族手当は除く</small>	対象 でない	•ボーナス •残業代 •精皆勤手当 •通勤手当 •家族手当 •その他臨時の手当
-----------	---	-------------------	--

② 比較

1時間あたりの金額に変換し、実際に比較しよう

職場ごとに決められている「所定労働時間」や「所定労働日数」を調べましょう。就業規則や契約書等からわかります。それをもとに以下の計算式で算出した金額と、最低賃金額とを比較します。

時給の人	時給額 そのままでOK!
日給の人	日給額 ÷ (1日の所定労働時間)
週給の人	週給額 ÷ (1日の所定労働時間 × 週の所定労働日数)
月給の人	月給額 ÷ (1日の所定労働時間 × 年間所定労働日数 ÷ 12)
歩合給の人	連合「なんでも労働相談ダイヤル」にご相談ください

③ 相談

自分の給料が最低賃金より低かったら相談しよう

- お勤め先に労働組合があれば、組合から経営者に申し入れをしましょう。
- 労働組合がなければ、連合「なんでも労働相談ダイヤル」へ電話してみましょう。
- お勤めの業種によっては、より高い最低賃金が適用される場合があります。

「最低賃金よりも低い!?」「おかしいな?」と思ったら
「なんでも労働相談ダイヤル」へ!



連合本部



連合山形



連合山形



0120-154-052

いごよれんごに